株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令 第三号様式

【表紙】

【提出書類】変更報告書No. 4【根拠条文】法第27条の26第2項

中央三井トラスト・ホールディングス株式会社

取締役社長 田辺 和夫

【住所又は本店所在地】 東京都港区芝三丁目33番1号

【報告義務発生日】 平成19年 11月 15日

【提出日】 平成19年 11月 21日

 【提出者及び共同保有者の総数(名)】
 2名

 【提出形態】
 連名

【変更報告書提出事由】 共同保有者が増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	わらべや日洋株式会社
証券コード	2 9 1 8
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	中央三井アセット信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年 12月 28日
代表者氏名	川合 正
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ. 信託業務、並びに担保付社債信託法、社債登録法その他の 法律により銀行又は信託会社が営むことができる業務。 ロ. 預金又は定期積金の受入れ、資金の貸付又は手形の割引お よび為替取引、並びにこれらの業務に付随する業務。 ハ. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務。

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセット信託銀行株式会社 総合企画部 業務グループ 主席調査役 飯嶌 守
電話番号	0 3 - 5 2 3 2 - 8 2 1 0

(2)【保有目的】

信託財産の運用の組入れ銘柄の1つとして保有するもの、及び投資一任契約に基づく運用を目的として保有する もの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本 文	法第27条の23第3項第1 号	法第27条の23第3項第2 号
株券又は投資証券等(株・口)			827,600株
新株予約権証券 (株)	A	_	Н
新株予約権付社債券 (株)	В	_	I
対象有価証券 カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株)	0	Р	Q 827, 600株
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		827,600株
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

O 11112 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
発行済株式等総数(株・口) (平成19年11月15日現在)	V 16,586,160株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)	4.99%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5. 45%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

		4 / 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
Γ	株券等消費貸借契約	ドイツ証券	6,000株
	株券等消費貸借契約	リーマン・ブラザーズ証券	1,100株

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人 (株式会社)
氏名又は名称	中央三井アセットマネジメント株式会社
住所又は本店所在地	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年 9月 19日
代表者氏名	渡辺 輝夫
代表者役職	取締役社長
事業内容	イ. 金融商品取引法に基づく投資運用業務 ロ. 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業務 ハ. 前号に付随または関連する業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒105-8574 東京都港区芝三丁目23番1号 中央三井アセットマネジメント株式会社 企画管理部 山下善靖
電話番号	0 3 - 5 4 4 0 - 0 1 4 1

(2)【保有目的】

投資保有目的ならびに投資一任に基づく運用を目的として保有するもの。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本 文	法第27条の23第3項第1 号	法第27条の23第3項第2 号
株券又は投資証券等(株・口)			29,300株
新株予約権証券(株)	A	_	Н
新株予約権付社債券(株)	В	_	I
対象有価証券 カバードワラント	С		Ј
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株)	0	Р	Q 29,300株
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 29,300株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年11月15日現在)	V 16,586,160株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)	0.18%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	_

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

特になし

第3【共同保有者に関する事項】 該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1 【提出者及び共同保有者】
 - (1) 中央三井アセット信託銀行株式会社
 - (2) 中央三井アセットマネジメント株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

(1)【休有怀分寺少数】				
	法第27条の23第3項本 文	法第27条の23第3項第1 号	法第27条の23第3項第2 号	
株券又は投資証券等(株・口)			856, 900株	
新株予約権証券(株)	A	_	Н	
新株予約権付社債券(株)	В	_	I	
対象有価証券 カバードワラント	С		Ј	
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		К	
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	Е		L	
対象有価証券償還社債	F		М	
他社株等転換株券	G		N	
合計 (株・口)	0	Р	Q 856, 900株	
信用取引により譲渡したことに より控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 856, 900株			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年11月15日現在)	V 16, 5	86,160株
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (T/(U+V)×100)		5. 17%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)		5. 45%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
中央三井アセット信託銀行株式会 社	827,600株	4. 99%
中央三井アセットマネジメント株 式会社	29, 300株	0.18%
合 計	856, 900株	5. 17%